JICA 海外協力隊 赴任前留意事項

エルサルバドル



※本資料に記載の情報は、作成日現在のものであり、その後状況が変化している場合があります。記載内容については正確を期していますが、万が一誤りがあった場合には JICA は責任を負いかねますのでご了承ください。

※本資料は JICA 海外協力隊を対象としたものであり、その他の方には該当しない情報も含まれている可能性があります。

目次

- 1. 赴任時の携行荷物について
- (1) 赴任時に必ず持参するもの
- (2) 衣類
- (3) 活動に必要なもの
- (4) その他
- 2. 別送荷物について
- 3. 通信状況について
- (1) 電力事情
- (2) パソコンの普及状況
- (3) 携帯電話の普及状況
- 4. 現金の持ち込み等について
- (1) 現金持込にかかる注意
- (2) クレジットカード
- (3) 現地生活費の受け取りについて
- (4) 初回送金
- (5) 赴任時に用意することが望ましい金額
- 5. 治安状況について(JICAの安全対策については、隊員ハンドブックを参照)
- 6. 交通事情について
- 7. 医療事情について
- 8. 蚊帳について
- 9. 任国での運転について
- 10. お問合わせ
- 11. その他

1. 赴任時の携行荷物について

(1) 赴任時に必ず持参するもの

(次のものは郵便など別送品とせず、必ず携行品としてください。)

- ※隊員ハンドブック「3-5 出発時の注意事項」を必ず確認の上、ハンドブックに記載されている「手荷物として持参するもの」に加えて、以下を持参ください。
- ・正装 (スーツなど)
- ※着任時の表敬訪問(日本大使館/エルサルバドル国際協力庁)をはじめ公式行事では 正装で出席しますので、スーツや革靴、またネクタイ(男性)をご持参ください。
- ·JICA 隊員ハンドブック、共済会ハンドブック
- ・ノートパソコン
- ※活動報告書など、文書をパソコンで作成する場合が多くあります。また、現在はコロナ禍による各種行動制限は緩和されましたが、オンラインで活動を行う機会やオンライン会議に出席する機会が増えております。

(2) 衣 類

エルサルバドルは熱帯性の気候で、一年を通して温暖です。但し内陸部(チャラテナンゴ県チャラテナンゴ市など)や海岸部(ラウニオン県など)では湿度も高く、暑いところでは気温が 40 度近くまで上昇します。

普段は T シャツなど夏服で十分ですが、雨期(5~10 月) や乾期前半(11~1 月) は朝晩 20 度以下まで下がり肌寒く感じることもあるので、パーカーやカーディガンなど上に羽織るものがあると便利です。また、首都、チャラテナンゴ県北部、モラサン県北部など標高の高い地域ではセーターや厚手のジャケットなどが必要となる場所もあります。

公式の会議などでは、カッターシャツなど襟付き半袖シャツで出席する場合もありますので、襟付きシャツを持参すると便利です。

なお、エルサルバドルでは日本と同様、商品が豊富に出回っており、基本的な衣料は 入手可能です。

(3)活動に必要なもの

エルサルバドルには専門書を扱う書店がほとんどありません。活動に必要となるであろう書籍や資料は持参する、もしくは電子データなどで持参することをお勧めします (スペイン語の辞書や文法書も同様です)。また、その他、活動で使用する機材もご持参ください。

(4) その他

エルサルバドルにおいて、以下は手に入りにくいため、日本から持参されることをお 勧めします。

- ・コンタクトレンズ(ハードの場合は洗浄液含む)
- 家庭用常備薬(総合感冒薬や整腸剤など)
- 下着(サイズが合わない場合あり)
- ※女性用生理用品は、スーパーなどで入手可能です。

2. 別送荷物について

※はじめに

現在、郵便・国際宅急便共に一部のサービスを停止している可能性がありますので、 予め確認の上で、送付してください。また、送付可能であっても到着後に関税や国内送料 などの支払いを求められるため、場合によっては機内預け荷物の超過料金の方が確実で安 価の場合がございます。旅行代理店にも相談頂くことをお勧めします。

①郵便を利用する場合

JICA エルサルバドル事務所の「私書箱」宛に送付してください。

【宛先】

JICA EL SALVADOR/ご自身のお名前(ローマ字)

Apartado Postal NO.01-114, San Salvador, EL SALVADOR, C.A.

- **■EMS 国際スピード郵便**
- ・日本郵便の HP から追跡調査が可能で、比較的確実に到着します。
- ・日本から首都サンサルバドルまでは、平均約1週間前後で到着します。
- ・到着した荷物は JICA 事務所が引き取り、各自へ荷物の到着連絡をします。 ※内容物によっては、手数料や関税がかかることがあります。
- ■普通郵便(はがき・封書など)
- ・はがき、封書も EMS と同様、最速で約 10 日後に到着します。
- ・はがきや封書、また小包でも途中で紛失するケースが発生しています。
- ②国際宅配便(TNT、DHL、UPS など)を利用する場合 JICA 事務所の住所宛に送付してください。

【宛先】

JICA EL SALVADOR/ご自身のお名前(ローマ字) 87 Ave. Norte y Mirador, Edif. Torre Futura, Local 803, Col. Escalón, San Salvador, El Salvador, C.A.

- ・引取手続きは JICA 事務所が行います。
- ・引取のための費用が多額に発生する場合があります。(費用は受取人負担です。)
- ・EMS よりも、通関や引き取りに時間がかかる場合があります。

3. 通信状況について

(1)電力事情

電力供給は全国的にほぼ問題ありませんが、停電は少なくありません。当国のコンセントは、日本と同様のAタイプとアース線付きの3穴タイプの両方が存在します。3穴タイプでも日本の家電製品はそのまま使えます。

(2) パソコンの普及状況

パソコンは広く普及しており、家電ショップや OA 機器を扱う販売店は多く見られます。SONY、TOSHIBA、HP、ACER、APPLE などの製品が入手可能ですが、価格は日本より高めです。

- ・比較的、多くの場所で WIFI の利用が可能です。
- ・家庭では、地方であるほど WIFI の設置率は低くなります。
- ·SIM フリーの携帯やタブレットに対応可能な SIM カードも販売されています。
- モバイルデータ通信モデムも普及しています。

(3)携帯電話の普及状況

- ・全国的に普及、通話・通信は可能で、多くの人がスマートフォンを利用しています。
- ・隊員のみなさんには緊急連絡用として事務所からスマートフォンが貸与されます。
- ・連絡手段として WhatsApp が広く利用されています。

4. 現金の持ち込み等について

(1) 現金持込にかかる注意

- ・エルサルバドルでは 2001 年のドル化政策以降、通貨は米ドル(US\$)です。
- ・エルサルバドルで日本円の両替はできませんので、こちらに持参する現金は必ず米ドルを用意してください。
- US\$20 札以下の紙幣をご持参ください。(US\$50、US\$100 は受け付けない店舗がほとんどです)
- ※なお、米国を経由する際の現金の持ち込みは一人 US\$10,000.00 までと制限されています。それ以上の持ち込みは米国入国時に申告が必要です。
- ※旅行小切手(トラベラーズチェック/TC)は取扱銀行がほとんどなく利用はお勧めしません。

(2) クレジットカード

- ・ VISA が一般的で、MASTER、AMERICAN EXPRESS が使用可能です。
- スーパーマーケットやショッピングモール、レストランなどで利用可能です。

(3) 現地生活費の受け取りについて (長期隊員)

- ・着任後、現地銀行(Banco Agricola S.A アグリコラ銀行)の預金口座開設手続きを行います。
- ・口座開設時には、日本から持参した米ドル現金を預金することができます。
- ・手続き完了後、ATM カード(兼デビッドカード)が2、3日で発行されます。

(4) 初回送金 (長期隊員)

着任後、初回の現地生活費として、着任月を含む四半期分を JICA 事務所から銀行口座に振り込みします。

(5) 赴任時に用意することが望ましい金額 (長期隊員)

銀行口座開設には1週間程度かかる可能性がありますので、念のため着任直後7日分の食事代、タクシー代として350米ドル程度をご持参ください。

首都サンサルバドル市の物価状況(2023 年 12 月時点)	
ラジオタクシー (市内移動)	US\$5.00~8.00
Uber	US\$3.00~7.00
一般的な食堂での昼食	US\$3.50~6.00
ミネラルウォーター(600ml)	US\$1.00
コーラ (500ml)	US\$1.00
インターネット月額使用料	US\$30.00~(通信速度による)

5. 治安状況について(JICAの安全対策については、隊員ハンドブックを参照)

エルサルバドルにおいては、強盗、殺人等の凶悪犯罪及びすり、置き引き等の一般犯罪や性犯罪が国内各地で発生しており、また「マラス」と呼ばれる犯罪組織が関連するとされる殺人、ゆすり等の凶悪犯罪が深刻な社会問題となっております。特に 2015 年から 2018 年までの 4 年間、ギャング集団との抗争やギャング集団間の抗争により、殺人発生率は世界最悪でした。その後、現政権では抜本的な治安改善に向け、犯罪地域コントロール計画を打ち出し、取り締まりを強化しました。さらに、2022 年 3 月には「例外措置体制」を発令し、マラスメンバーの一斉拘束を行いました。その結果、2016 年には年間 5,278 件あった殺人件数が、2021 年では 1,140 件と減り、2022 年には 496 件に激減しています。同例外措置体制は延長を繰り返し、2023 年 12 月現在まで継続しております。今後も延長が続くと予想されておりますが、2022 年 4 月以降の 1 日あたりの殺人件数は低く抑えられており、且つ JICA 関係者を含む外国人については、通常の安全対策措置を遵守すれば、被害に巻き込まれる可能性は低いと考えられます。他方で、強力な締め付けによるギャング集団の反発の可能性もあるため、引き続き警戒していく必要があります。

以上をふまえ、当国では JICA の安全対策に加え、以下の対策を講じ、犯罪に遭遇する リスクをさらに下げ、被害を少なくしています。

・携帯電話の貸与

JICA 関係者には、緊急時のための携帯電話を貸与しています。また、地震など自然災害の発生時は、24 時間体制で安否確認を行います。

・安全対策アドバイザーの配置

当事務所では、安全対策アドバイザーから日々治安情報を収集し、安全対策に務めています。また、その情報を適宜メールや緊急連絡網により JICA 関係者全員に共有しています。

安全対策連絡協議会の開催

当事務所では、定期的に JICA 関係者に対し、犯罪や自然災害の被害を未然に防ぐため、 また健康管理、交通安全対策のために連絡会議を開催し、予防意識を高めています。

6. 交通事情について

当国は日本の四国よりやや大きい程度の面積であり、国内移動は乗用車またはバスが一般的ですが、ギャング集団によるバス襲撃事件が多発したことから、JICA 関係者のバス移動は一部区間を除き全面禁止としています(2023 年 129 月時点)。

タクシー利用は可能ですが、流しのタクシーは利用せずに JICA 事務所で推奨している ラジオタクシー会社の利用をお願いします。なお、タクシーには料金メーターが付いてい ないため、乗車前に必ず料金の確認をする必要があります。また Uber の使用も可能です。 ただし、地方のモトタクシーと呼ばれるバイクタクシーの利用や Uber Moto の使用、関係 者が有するバイクの同乗についての利用は、禁止となっておりますのでご理解願います。

7. 医療事情について

首都サンサルバドルには医療設備の整った病院があります。JICA 関係者が利用している 民間のディアグノスティコ病院(Hospital de Diagnóstico)、セントロメディコエスカロン 病院(Centro Medico Escalon)は 24 時間体制の救急医療システムと充実した医療機器を 備えており、消化器系疾患から外科治療まで様々な傷病に対応可能です。

地方には主に公立の保健所のほか、個人クリニックも存在し、軽微な傷病や第一次救急は任地で受診することとなります。

エルサルバドルは熱帯地域に属していますが、首都サンサルバドルは海抜 700~900mに位置し、サンサルバドルから北部/西部地域を含め、年間を通じて低湿で比較的しのぎやすい気候となっています。一方、空港のある海岸地方は高温多湿の気候にあり、デング熱、チクングンヤ熱、ジカウイルス感染症がより発生しやすく、他地域よりも防蚊対策が必要です。

長期隊員の3回目のB型肝炎ワクチン予防接種は、派遣1年が経過した中間報告会の前後で接種予定です。任意で腸チフスおよび黄熱病の予防接種を考えている方については、 当国での供給が不安定な為、赴任前に日本での接種を推奨します。なお、出発前のマラリア予防薬内服と購入については、推奨致しません。

8. 蚊帳について

国内全地域にてデング熱やチクングンヤ熱、ジカウイルス感染症の発生が見られますので、蚊帳は予防措置の一つとなります。蚊帳は当地で入手可能です。

9. 任国での運転について

当国では隊員のバイク、自動車の運転は認められていませんので、運転免許証の携行は必要ありません。カウンターパート等の有するバイクの同乗も認められていません。

10. お問合わせ

任国での活動に関する質問は、以下のアドレス宛にメールでお問い合せください。

- ※長期隊員の方は、お問い合わせは派遣前訓練が開始してから行ってください。
- ※活動に関わる内容以外の質問はお控えください。

仲間 一正 企画調査員(ボランティア事業)<u>Nakama.Kazumasa2@jica.go.jp</u> グスマン 奈緒 企画調査員(ボランティア事業)Guzman.Nao@jica.go.jp

11. その他

(1) エルサルバドル入国に際して

①エルサルバドルへ向かう機内にて

あらかじめ入国書類の記入をお願いします。住所欄には、JICA エルサルバドル事務所の住所を記入してください。

JICA EL SALVADOR

87 Ave. Norte y Mirador, Edif. Torre Futura, Local 803, Col. Escalón, San Salvador, El Salvador, C.A.

②入国審査

日本人は90日まで無査証で入国・滞在できます。

※90 日以上活動される方は、入国後に JICA 事務所が滞在ビザ取得手続きを行います。

③預入荷物引き取り

空港には、荷物用カートが備え付けてありますが有料です(3.00US\$)。また、ポーターに荷物運搬を依頼する場合は、チップを払う必要があります。

4税関

税関ではランダムで荷物検査が行われます。

⑤出迎え

到着に合わせ、JICA 事務所の企画調査員(ボランティア事業)もしくは職員が出口で出迎えます。

6移動

到着後は、着任オリエンテーション時の滞在先となるホテル(サンサルバドル市内) まで 1 時間弱移動します。

(2) 現地語学訓練 (長期隊員)

スペイン語の向上とエルサルバドルの生活環境に適応することを目的として、着任後の4週間(6時間/日×20日間)は現地語学訓練の期間となります。(過去に他国で受講歴ある方を除く)

(3)住居 (長期隊員)

現地での住居は、原則ホームステイとなります。配属先に候補物件を複数紹介してもらい、JICA事務所が安全面などの調査を行った上、居住物件を決定します。

以上